

議案第5号

町田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2025年5月9日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、請願者の意見陳述に関する規定を改めるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会会議規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

請願者の意見陳述に関する規定を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

請願者が請願の事情を述べることができる時間を5分以内に改めます。(第30条の2関係)

3 施行期日

公布の日から施行します。

町田市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会会議規則（昭和 6 3 年 3 月町田市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第 3 0 条の 2 請願者は、教育長が認めるときは、 <u>5 分</u> を限度として、請願の事情を述べる ことができる。 2 略	第 3 0 条の 2 請願者は、教育長が認めるときは、 <u>原則として 1 0 分</u> を限度として、請願の 事情を述べる。 2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。